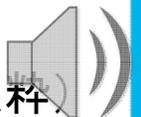


# サービス管理責任者等の 研修制度の取扱い等について



※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

## ① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験<sup>Ⓐ</sup>(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には**、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件<sup>Ⓑ</sup>**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

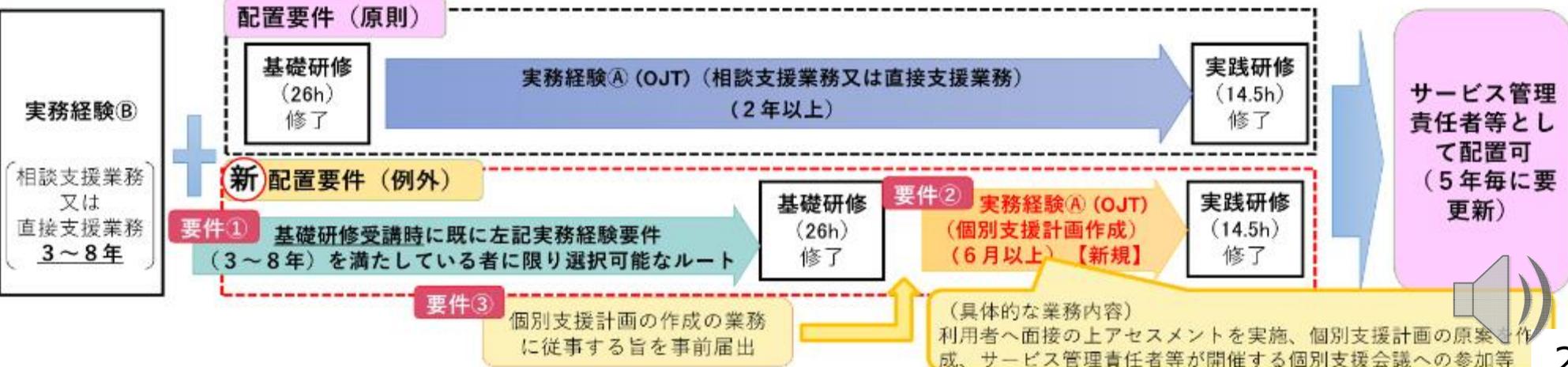
- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

### 実務経験要件

### 研修修了要件





(発行細則様式第6号の3)

**記載例(障害児関係事業所等)**

**障害児関係事業所変更届**

指定障害児通所支援事業者 指定変更届出書  
指定障害児入所施設

令和 年 月 日

指定権者 様

所在地 広島市〇〇  
名称 株式会社〇〇  
代表者 広島 太郎

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、届け出ます。

指定内容を変更した 事業所・施設	事業所番号	〇 〇
	名称	指定障害児入所施設〇〇
	所在地	広島市〇〇
	事業等の種類	〇〇
変更のあった事項・書類		変更の内容
1	事業所・施設の名称	(変更前)
2	事業所・施設の所在地(設置の場所)	
3	申請者の名称	11 児童発達支援管理責任者 氏名: 広島 花子
4	申請者の主たる事務所の所在地	生年月日: 昭和〇年〇月〇日 住所: 広島市〇〇
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項 証明書又は案例等	
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所 であることを証する書類	(変更後)
8	事業所の平面図及び設備の概要	11 児童発達支援管理責任者 氏名: 広島 花子
9	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	生年月日: 昭和〇年〇月〇日 住所: 広島市〇〇
10	事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	氏名: 廿日市 北枝 生年月日: 昭和〇年〇月〇日 住所: 廿日市市〇〇
11	事業所・施設の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
12	運営規程	
13	障害児通所給付費等の請求に関する事項	※廿日市北枝は基礎研修修了者であり、〇月〇日より 個別支援計画作成の一連の業務に従事しています
変更年月日		令和 5 年 7 月 〇 日

該当者が個別支援  
計画の作成業務に  
従事している旨記載  
すること

- 注 1 該当項目番号を○で囲むこと。  
2 変更内容がわかる書類を添付すること。  
3 変更の日から10日以内に届け出ること。  
4 事業所は、指定を受けている事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を含むものとする。  
5 障害児通所給付費等とは、障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費及び障害児入所医療費をいう。  
6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式は広島県のホームページに掲載しています。  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/kensyu.html> (実践研修の項目)

相談支援又は直接支援の業務の  
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可  
(ただしOJT期間は2年以上必要)

はい

上記実務経験が  
基礎研修受講日時点で既にある

いいえ

OJT期間は2年以上必要  
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

はい

基礎研修修了後のOJTについて、  
個別支援計画作成の一連の業務で行う

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、  
期間は2年以上必要

はい

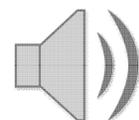
個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、  
指定権者に届出を行っている(又は予定)

いいえ

業務実施についての届出がない場合、  
OJT期間は2年以上必要

はい

基礎研修修了後のOJTについて、  
**6月以上**で可能!



## ② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

### 要件①

#### 実務経験要件

#### 実務経験

相談支援業務  
又は  
直接支援業務  
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればみなし配置可

やむを得ない事由による人員の欠如時以降、**1年間**サービス管理責任者等とみなして従事可能（現行どおり）

新

#### 研修修了要件

基礎研修（26h）を修了

サービス管理責任者等欠如以前に修了済み **要件②**

サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されている者 **要件③**

**実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）** サービス管理責任者等とみなして従事可能 **【新規】**

期間経過後、継続してサービス管理責任者等として配置するには、配置要件における研修修了要件（実践研修まで修了）を満たす必要あり



サービス管理責任者等の欠如について  
やむを得ない事由によるものと自治体が認めている

いいえ

欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、  
みなし措置の対象外

はい

相談支援又は直接支援の業務の  
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が3～8年ない場合は  
みなし措置の対象外

はい

サービス管理責任者等の欠如した時点で  
既に基礎研修を修了済みである

いいえ

基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は  
みなし期間は1年間

はい

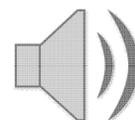
サービス管理責任者等の欠如時以前から  
当該事業所に配置されている

いいえ

欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は  
みなし期間は1年間

はい

**実践研修修了時まで**（**最長**で欠如時以降**2年間**）  
みなし配置可能



(参考)令和元年度の見直し時の資料

## サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

### 経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

サービス管理責任者等研修  
(旧体系) 修了

H31.4~(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修  
※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について  
※H31(R1)年度~R3年度の基礎研修受講者に限る

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

<配置に関する実務経験要件>  
相談支援業務5年  
(有資格者の場合は3年)以上  
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者  
初任者研修  
講義部分

サービス管理責任者等  
基礎研修  
講義・演習

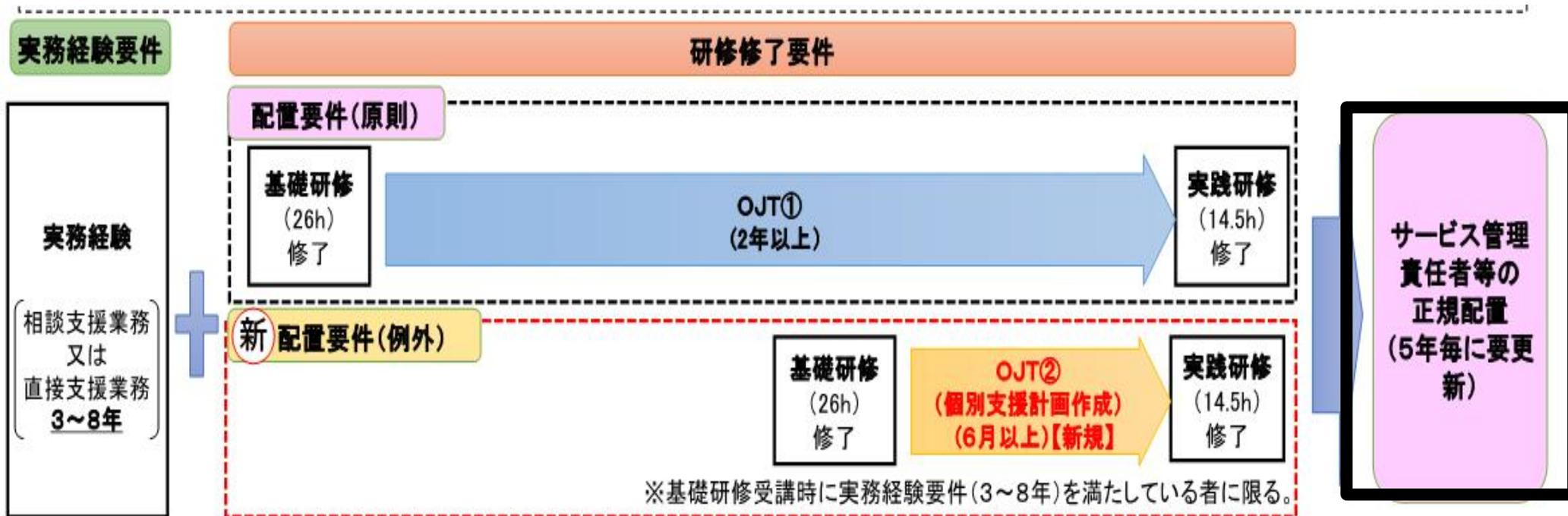
基礎研修修了後3年間で  
2年以上の実務  
※基礎研修修了後に配置に関する実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等  
実践研修  
講義・演習

サービス管理責任者等  
更新研修  
※実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

※令和3年度に基礎研修を修了し、みなし配置を受けている場合は今年度の実践研修を必ず受講してください。(実践研修の受講者募集:令和6年11月頃の予定)

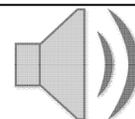
# サービス管理責任者等の更新研修について



## ※要件

- ① 実践研修修了後、更新研修受講前の5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者（障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等）・相談支援専門員の実務経験がある。
- ② 現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している。

※広島県においては、令和6年度の更新研修は、「令和元年度に更新研修を修了した方」を受講対象としています。（受講申込みは8月16日（金）で締め切りました。）



## サービス管理責任者等の専門別研修について

- 令和元年度に、分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することに改正された。
- なお、共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、専門コース別研修を実施して補完する。(任意研修)

コース名	留意点
意思決定支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」とそれに基づく意思決定支援を学ぶもの。</li> <li>・当該ガイドラインにおいては、相談支援専門員やサービス管理責任者等が意思決定支援責任者として相互に連携して意思決定支援会議を活用しながらチーム支援の要として意思決定支援を行う枠組みが提示されている。</li> </ul>
障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童期の支援の基本姿勢やポイントと支援のマネジメントプロセスを学ぶもの。</li> <li>・従来より相談支援従事者に対しては障害児支援コースが設定されていたところ。</li> </ul> <p>⇒ サビ管・児発管にとっては新設、相談にとってはカリキュラム改定</p>
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援の基本姿勢やポイントと支援のマネジメントプロセスを学ぶもの。</li> <li>・相談支援従事者、サービス管理責任者双方にとって新設のカリキュラム。</li> </ul>

※広島県においては、令和6年度は「意思決定支援」及び「就労支援」を実施予定です。  
開催日：令和6年12月17日(火)・18日(水)・19日(木)(予定)【募集予定：令和6年9月頃】

